

補助対象となる事業（都市機能）

A	ホテル等宿泊機能	客室100室以上の宿泊施設など
B	教育関連機能	学校教育法に規定する大学、短大、専門学校、高校
C	商業機能	飲食店舗、スーパーマーケット、ドラッグストア、服飾・雑貨販売、美容、個人向けサービス、エンターテインメントサービス（遊園地やカラオケ、ボウリング、映画、スポーツ施設）
D	オフィス機能	産業分野における情報通信、広告、専門サービス、金融等の業種で使用する事務所、貸会議室
E	医療関連機能	医療法に規定する病院、診療所
F	文化芸術関連機能	劇場、音楽ホール、図書館機能、イベントスペース、ダンススクール、音楽教室、ミュージアム

【補助内容】

支援内容	対象経費と補助率	補助上限額	事業内容の条件
①更地に新築する場合 （解体のみは対象外）	建築にかかる費用 （工事費+経費）×10%	1億円	①投資額合計 1億円以上 ②床面積500㎡ （共用部分含む） 以上の都市機能
②従前建物に増築する場合 （建物取得費を含む）	建築にかかる費用 + 建物取得費 （工事費+経費）×10% + ×5%	1億円	
③建て替える場合 （従前建物の解体含む、新築・改築いずれも）	建築にかかる費用 + 建物解体費 （工事費+経費）×10% + ×10%	建築費用：1億円 解体費用：5千万円	
④建物を修繕、模様替えする場合 （建物取得費を含む）	修繕等にかかる費用 + 建物取得費 ×10% + ×5%	1億円	①投資額合計 1千万円以上 ②床面積500㎡ （共用部分含む） 以上の都市機能
⑤マスターリース事業者の修繕等 （賃料除く）	修繕等にかかる費用×10%	1億円	

【対象エリア】



【凡例】 ※支援エリアには、沿道も含む。

エリア	対象機能
新規出店支援 エリア	商業、宿泊施設、 文化芸術
オフィス等立地 支援エリア	オフィス、教育、 医療